



鳥取県公報

平成17年 8月27日(土)
号外第126号

毎週火・金曜日発行

目 次

選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の 基準となる日等 (40)	1
	衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日 (41)	1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第40号

平成17年9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成17年 8月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 被登録資格の決定の基準となる日
平成17年 8月29日。ただし、年齢については、同年 9月11日を基準日とする。
- 登録を行う日
平成17年 8月29日
- 縦覧に供する期間
平成17年 8月30日

鳥取県選挙管理委員会告示第41号

平成17年9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定するポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成17年 8月30日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成17年 8月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

